

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和2年11月27日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 有限会社豊中観光(法人番号8470002016626)(代表者 藤川明宏) |
| 事業者の所在地 | 香川県三豊市豊中町上高野114-2 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 香川県三豊市豊中町上高野1587-3 |
| 行政処分等の内容 | 文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | <p>令和2年10月29日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)国土交通省告示による損害賠償責任保険(共済)が未締結であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(4)点検整備記録簿等の記載が確実になされていなかったこと(運輸規則第45条)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点 |
| 違反点数(事業者) | 3点 |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。